



令和7年第3回総会

会 議 録

期 日 令和7年3月28日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和7年第3回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和7年3月28日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	14	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	15	農地法第3条許可申請について
4	16	農用地等利用集積促進計画の調整について
5	17	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
6	18	職員の人事異動について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
3月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
農地係長 前原光博
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 7 年第 3 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。6 番園田委員、7 番原田委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 1 4 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 8 9 号から 2 0 2 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇外 12 名、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さん外 13 名です。

解約面積は畑が 18 筆で 17,876 m²です。

以上農地法第 1 8 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 1 8 9 号から 2 0 2 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 4 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号 1 0 号の申請地は、

塩屋南町〇〇番、畑、663 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、69歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇、農業、中央町に所在です。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については4ページに掲載してあります。

火の神保育園より南西側約〇〇mに位置します。

整理番号11号の申請地は、

まかや町〇〇番、畑、2,701㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、公務員、33歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、下松町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については6ページに掲載してあります。

旧南さつま農業協同組合別府上手給油所より県道を挟んで〇〇に位置します。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号10号について、園田委員をお願いします。

6番（園田委員）整理番号10号について報告します。

2月27日に譲受人〇〇〇〇代表の〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局の通りです。

申請地の東側は道路、北側、南側は譲受人が耕作する牧草畑、西側は市道です。

今後も引き続き牧草を生産する計画で本件の権利取得により、効率的安定した牧草の生産をしていきたいとの事で、問題の無い申請では無いかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 次に整理番号11号について、眞茅委員をお願いします。

8番（眞茅委員）整理番号11号について報告します。

3月11日、譲受人〇〇〇〇さん立会いの下現地調査を行いました。

場所は、事務局の説明の通りです。

譲渡人は、鹿児島市に住む土地持ちの非農家です。又、譲受人は、下松町に住む甘藷の専業農家です。

昨年の5月まで利用権が設定されていましたが、合意解約されて現在は、保全管理の状態、今後、耕作するあてもなく、土地の処分を考えていたとの事です。

現況としましては、東側は茶畑、西側と南側は道路、北側は茶畑です。

取得後は、茶を抜根して甘藷を植え付ける計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号10号から11号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号議案第16号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)の調整について説明いたします。

これは、農地中間管理機構を通じて利用権設定するものです。

7ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号184-1号から193号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外9名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外13名で設定面積は、田が3筆1,064㎡、畑が21筆23,521㎡、樹園地が4筆6,598㎡合計28筆31,183㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積等促進計画の調整のうち、整理番号184号から193号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第16号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6号、議案第17号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてご説明申し上げます。

令和6年度の利用状況調査でC判定とされた農地のうち、農政課等と協議しまして、非農地扱いできるもののみを掲載しております。

大字, 字, 地番, 地目, 面積のほか, 調査時の現況を右端の方に掲載しております。

非農地に該当するか否かのご審議をお願いいたします。

筆数にしまして 107 筆, 面積 77,318 m²が今回非農地に該当するか判断いただく件数となっております。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し, 質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので, 質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 6 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についての整理番号 1 号から 107 号までについては, 原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって, 議案第 17 号は, 原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に, 日程第 7 号職員の人事異動についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 日程第 7 号議案第 18 号職員の人事異動について説明いたします。

3 月 24 日に, 市職員の令和 7 年 4 月 1 日付人事異動の内示があり, 農業委員会事務局主幹兼農地係長前原光博さんが市長事務部局へ出向いたします。

その後任につきましては, 教育委員会より天達恵一さんが配属されることとなっております。

農業委員会事務局職員の任免については, 農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項及び枕崎市農業委員会事務局設置規則第 6 条に, 『職員は, 農業委員会が任免する』と規定されておりますことから, 今回の人事異動に当たって, 農業委員会の議決を得ようとするものです。以上です。

議長 お諮りいたします。

日程第 7 号職員の人事異動については提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって, 議案第 18 号は, 提案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして, 本総会の議事の全ての審議を終了しましたので, 閉会いたします。

それでは, しばらく休憩ののち, 全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 25 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 園田 和寛

会議録署名委員 原田 克子